

令和 6 年 5 月 26 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21H00657

研究課題名（和文）日米欧司法統計の比較歴史研究：横断的考察と縦断的考察の統合

研究課題名（英文）Comparative historical study of judicial statistics in Japan, the United States, and European countries

研究代表者

佐藤 岩夫（Sato, Iwao）

東京大学・相談支援研究開発センター・特任教授

研究者番号：80154037

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 11,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、法社会学、法史学、比較法学の研究者の共同研究を通じて、19世紀以降現代に至るヨーロッパ（フランス・イギリス・ドイツ・イタリア）・米国・日本の6か国の司法統計を系統的・包括的に整理・分析し、各国の司法統計の詳細な内容及び特徴を明らかにした。各国の司法統計は、その誕生以来、各国の政治体制、司法制度、統計制度の特性及び歴史的变化により大きな影響を受け、多様な発展をとげている。他方、近年では、各国共通に、「司法統計のデジタル化」の傾向が顕著に観察される。本研究では、各国の司法統計のデジタル化をめぐる多面的な状況も詳細に明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

統計は社会を映す鏡であると言われる。司法統計もまた、各国における法や裁判、犯罪などの具体的データを提供することで、各国の社会の特徴や変化を映し出す役割をはたしている。また、司法統計データは司法政策を支える重要なエビデンスともなる。ヨーロッパ、米国、日本の3地域6か国の司法統計を取り上げ、それを歴史的視点及び体系（内容）的視点の両面から考察することで、各国における司法統計の発展の歴史的ダイナミズムと比較法的特徴を明らかにした本研究は、広く法学や社会史の研究者のみならず司法政策の立案者にとっても重要な知見を提供するものである。

研究成果の概要（英文）：Through joint research by researchers in legal sociology, legal history, and comparative law, this study clarified the detailed content and characteristics of judicial statistics in six countries in Europe - France, England & Wales, Germany, Italy-, the United States, and Japan from the 19th century to the present. Since its inception, judicial statistics in each country have been greatly influenced by the characteristics and historical changes of each country's political system, judicial system, and statistical system, and have developed differently in each country. In recent years, there has been a remarkable trend toward "digitalization of judicial statistics" across all countries. This study also clarified in detail the multifaceted situation surrounding the digitalization of judicial statistics in each country.

研究分野：法社会学

キーワード：法社会学 法史学 比較法学 司法統計 司法制度 デジタル化

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

司法統計は、司法制度の研究や「法と社会」に関する研究、さらに司法政策にとって重要な基礎資料を提供している。ヨーロッパにおけるデュルケムの古典的研究(『自殺論』原著 1897 年)や日本の川島武宜の研究(『日本人の法意識』1967 年)が示すように、司法統計(犯罪統計を含む)は、社会における紛争やその解決の実情、犯罪・治安、各種社会問題の特性、さらには各国の「法文化」の特徴等を理解する重要な手がかりを与える。エビデンスに基づく司法政策にとっても司法統計は必須の資料である。

裁判所の組織及び活動について数字を数え上げること自体は、古くから行われてきたが、体系的・公開性・継続性の条件をそなえた司法統計が登場するのは概ね近代においてである。たとえば、ヨーロッパにおいて、裁判所の組織及び活動の数量的な把握が恣意的にではなく一定の体系的性をもって行われること、またその結果が国家 歴史的に言えば君主やその官房 の内部情報として秘匿されるのではなく社会に公開されること(統計書の刊行はその端的な表現である)そしてかかる統計情報の体系的な収集及び公開(刊行)が単発的・偶発的にではなく継続的に行われることなどの条件が出揃うのは、概ね 19 世紀初頭の時期であった。そして、それはまさに、科学史家 I・ハッキングの言う「19 世紀ヨーロッパの<印刷された数字の洪水>」が司法の場で現れたものである(佐藤岩夫『司法の法社会学』信山社、2022 年、第 23 章)。しかし、近代以降の各国における司法統計の歴史的形成の経過及び各国の司法統計の編成の差異等は十分には解明されてこなかった。

このような問題関心から、本研究の研究代表者及び研究メンバーのグループは、2007 年度から 2009 年度に、科学研究費補助金(基盤研究(B)「ヨーロッパ司法統計の総合的研究」、研究代表者:佐藤岩夫、課題番号:80154037)を得て、ヨーロッパ及び日本の司法統計の歴史と現状を総合的に解明する共同研究(以下、「前回研究」という)を行った。前回研究では、19 世紀から現代に至るヨーロッパ各国及び日本の司法統計の歴史的・内容的変遷を詳細に明らかにすることを試み、その研究成果を、暫定的ながら、『ヨーロッパの司法統計』(東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.38・No.39、2010 年 3 月)として発表した。

しかし、その後の 10 年で、各国の司法統計をめぐる状況は大きく変化した。最も重要な変化は、「司法統計のデジタル化(電子情報化)」である。近年の情報通信技術(ICT)の急速な発展、各国の電子政府(E-government)構想・政策の進展等の影響が司法の世界にも及び、従来は書籍等紙媒体の形で提供されてきた司法統計が、現在のみならず過去にも遡ってデータベース化され、ウェブ等を通じて提供される現象が急速に進んでいる。「司法統計のデジタル化」は前回研究の時点では萌芽に過ぎなかったが、現在では、「電子化時代の(司法)統計」という観点の重要性がとみに増している。各国における「司法統計のデジタル化」の進展状況を解明し、それについての正確かつ体系的な情報を提供することは、学術及び司法政策の両面で喫緊の課題となっている。あわせて、前回研究では対象とすることができなかったアメリカ合衆国(以下、「米国」という)の司法統計の実情を解明することも、司法統計の比較研究の観点からは重要な課題として残された。

2. 研究の目的

このような背景の下で本研究は構想された。本研究の目的は、法社会学・法史学・比較法学専攻の研究者の共同研究を通じて、19 世紀以降現代に至るヨーロッパ(フランス・イギリス〔以下、本研究で「イギリス」という場合はイングランド及びウェールズを指す〕・ドイツ・イタリア)・米国・日本の 3 地域 6 か国の司法統計を改めて系統的・包括的に整理・分析し、各国の司法統計の展開を時系列で系統的に明らかにするとともに、各国比較を通じて相互の特徴を明らかにすることを目的とする。その際、近年急速に進展した「司法統計のデジタル化」の進展及び「司法現象の数量化」という問いも織り込んで司法統計の総体的な考察を行うことをめざした。

3. 研究の方法

(1) 研究の対象

本研究において「司法統計」は、主要には、裁判所の組織・人員に関する統計(組織統計)、裁判所によって処理される民事事件・家事事件・刑事事件・行政事件等の件数・内容・処理状況等に関する統計(訴訟統計)、犯罪の取締り及び処罰に関する統計(犯罪統計)を指す。もっとも、司法制度がカバーする領域は広範であり、本研究では、上記の 3 種の統計を基本としつつも、司法制度に関連する統計情報をなるべく広く対象として取り上げることとする。また、本研究では、前回対象としたヨーロッパ 4 か国と日本に加えて、米国も対象とする。司法領域における米国と日本の交流は近年活発になる一方であり、また、ICT 先進国である米国の状況は、本研究全体にとって多くの示唆を与えると考えられるからである。

(2) 研究の方法

研究メンバーは、研究代表者である佐藤岩夫のほか、波多野敏、三阪佳弘、高橋裕、大西楠テア、小谷眞男、Andrea Ortolani、Giorgio Colombo、高橋脩一、林真貴子(以上、研究分担者)、飯田高、森大輔(以上、研究協力者)の計 12 名である。それぞれの専門性と研究の蓄積を活か

して、研究対象国であるフランス（波多野・三阪）、イギリス（高橋〔裕〕）、ドイツ（佐藤・大西）、イタリア（小谷・Ortolani・Colombo）、米国（高橋〔脩〕・森）、日本（林）の司法統計を分担し、また、理論面での研究（飯田）を担当した。

本研究では、主要には以下に示す3つの方法で研究を進めた。

定例研究会 メンバー各自が前回研究以後の各国の司法統計の変化・発展を改めて調査するとともに、定例研究会を通じて、各自の問題関心の共有を図った。この過程で、前回研究の基礎に据えた司法統計比較の研究枠組みの妥当性を検証し、必要に応じてその修正を図った。また、外部の研究者をゲスト・スピーカーとして招聘して研究会を開催し、メンバーの理解の深化を図った。

ウェブ情報の悉皆的な収集・整理 近年の各国の「司法統計のデジタル化」の進展はめざましいものがあり、ウェブ情報の悉皆的な収集・整理を通じて、各国司法統計のデジタル化の状況の網羅的かつ正確な把握を目指した。従来は書籍等紙媒体の形で提供されてきた司法統計が、現在のみならず過去に遡ってデータベース化され、ウェブ等により提供される現象は、それ自身が本研究の対象であるとともに、前回研究における見落としや欠落を埋める重要な手段ともなった。

外国調査 前回研究では漏れがあった司法統計の歴史資料を現地の図書館・アーカイブ等で収集するほか、各国の司法統計担当機関（概ね司法省または統計局）を訪問し、「司法統計のデジタル化」の現状、方針・方法、課題等についてヒアリングを行った。この点については、本研究の3年間の研究期間の前半が新型コロナウイルス感染症の影響がなお残る時期と重なったため大きな制約を受けたが、研究資金を適宜繰り越すなどして、イタリア（3回）、ドイツ（2回）、イギリス（1回）で現地調査を実施した。フランス及び米国については、現地の図書館・アーカイブ等の利用条件の制約等によって適当な渡航の機会を得ることができなかったが、他の代替手段及び上記のウェブ情報の収集・整理を悉皆的に行うことによって、ほぼ必要な情報は得ることができた。

4. 研究成果

(1) 新たな知見の獲得

本研究では、前回研究の知見をさらに掘り下げる（一部、知見の修正を含む）とともに、近年の各国の司法制度の改革や司法統計のデジタル化の状況について多くの新たな知見を得た。詳細は後述(2)に示す現在準備中の学術専門図書に譲るが、例えば以下に示す点などがある。（なお、ここでは煩雑となるため原語の併記は一部を除き省略する。日本は各国比較のベンチマークとして位置づけており、その状況は国内ではよく知られていることから、ここでは記述を省略する。外国への発信については〔学会発表〕を参照。）

フランス

- フランスの司法統計は、1820年代からほぼ継続して作成されている。その長い変遷のなかで重要な画期となったのは、1978年からの『裁判統計年報』の発刊である。同年報は、19世紀前半以来の『刑事司法統計報告』『民商事司法統計報告』『民商事・刑事司法統計報告』の侵しがたい「伝統」をリセットし、フランス国立統計経済研究所（INSEE）の提言のもと、旧『司法統計報告』に関わる司法裁判所の統計データだけでなく、『コンセイユ・データ報告書』等、平行して集約・公表されてきた統計データを新たな項目として取り込むことになった。これにより、『裁判統計年報』は、個別省庁の活動「報告書 compte」のうちの一つに過ぎなかった旧『司法統計報告』とは異なり、司法裁判所と行政裁判所を横断する国家の「裁判」活動全体を把握できる「年次統計（statistique annuelle）」となった。
- しかし、この状況は、2014年から、『裁判統計年報』に代えて、『司法統計総覧』シリーズが刊行されることにより大きな変化が生じた。行政裁判所の統計が別に移されるなど、構成も大幅に変えられている。『裁判統計年報』が司法裁判所と行政裁判所を横断する「裁判」活動の全体を把握しようとしていた地点から、『司法統計総覧』は後退したかのようなのである。
- 他方、いずれの統計資料も、2000年以降に発行されたものについては、概ねフランス司法省もしくはフランス政府のウェブサイトから、PDF及び近年のものについてはオープンデータの形で入手することができ、「司法統計のデジタル化」自体は顕著に進行している。

イギリス

- イギリスの司法統計の顕著な特徴は、その重要な部分をなす民事裁判統計、刑事裁判統計及び矯正統計が、遅くとも19世紀後半以降からは、議会に提出される文書（議会資料）のなかに含まれていたことであった。そのため、イギリスの司法統計は、統一的なフォーマットで編纂され、かつ比較的容易に、かつ体系的に入手可能であり続けてきたという歴史を持つ。
- 近年では、IT化の進展に伴い、司法手続一般も、また司法統計情報も、オンラインの活用が急激に進行している。もっとも、それに伴い司法統計情報の探索については、以前に比べるとむしろ複雑度が増しているのが、イギリスの特徴の一つである。確かに、近年の司法統計情報については、オンラインでアクセスできる場合が多い。ただし、そうした情報が一元的に管理されているわけでは必ずしもなく、収載する情報の性質に応じていくつかのものに分かれており、また、管轄する主体も様々であることに由来し、司法統計データの探索はかえって複雑化している。

ドイツ

- ドイツの司法統計は、19世紀前半に各領邦国家が司法統計の編纂を開始して以来幾多の変遷をたどった後、1975年に、現在に至るかたちが完成する。
- ドイツの司法統計の特徴は、体系性ととも、通時的な継続性・一貫性が比較的確保されていることにある。現在のドイツの司法統計は、州司法省会議の決定に基づき各州が規則を制定しそれに基づき全国で統一的にデータを収集することになっている。各裁判所が基礎データを整理し、所定のフォーマットに従いデータベースに入力したあとは、もっぱら(州及び連邦)政府の統計局のルートで集約・整理・公表されるプロセスをたどる。統計データの収集・整理のプロセスは、連邦統計局『質報告書』の定めるところにより厳格に管理されているなど、政府の統計部署の専門性が、司法統計の質保証に大きく貢献している。
- 連邦政府のデジタル化(Eガバメント化)への取り組みを支援する一環として、連邦統計局が、効率性及び統計データの有用性を高める目的で、所管する統計の内容を統一的なデータベースに置き換える取り組みを積極的に進めており、司法統計についてもデジタル化・オープンソース化が急速に進展している。
- 前回研究では、第2次世界大戦後についてはドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)のみを対象としていたが、本研究では、それに加えて、ドイツ民主共和国(旧東ドイツ)の司法統計についても探索的な調査を行い、その実情の一端が明らかになった。

イタリア

- イタリアの司法統計は19世紀以来の長い歴史を持つ。第2次世界大戦後のイタリアでは、司法組織を除くあらゆる統計は一旦すべて全国統計局(ISTAT)が管轄するようになる。司法統計に関しても、ISTATは従来の統計をすべて一冊に収録する方針を採用し、公証・民事・破産・刑事・犯罪・少年・矯正のすべてが一冊の『司法統計年報』に集約されるようになった。この一本化体制が1949年版から1991年版まで継続する。
- 1989年に、「全国統計システム(Sistan)」が設立されたことによって、統計一般をめぐる体制全体が大きく変わった。Sistanは、国や国際機関に公的統計情報を提供するための公共機関・民間団体協働システムであり、これ以降ISTATの役割は、Sistanの活動を統括、調整、促進、技術支援を行う立場に変化した。Sistanの設立によって、司法統計に関しても、司法統計の主たる管轄はISTATから再び司法省に戻った。さらに司法職高等評議会(CSM)や最高破産院も、司法統計の作成に携わるようになり、ISTATはこういった諸機関全体の連絡調整、統括を担う役割を負うようになった。これらの改革の結果、ISTATが編纂刊行する司法統計の形式に関しても、1992年版からは、『刑事司法統計』及び『民事司法統計』に分化した。
- 今日、司法統計を国家レベルで扱う主要機関は司法省であり、司法統計は同省のウェブサイトおよび統計専用ページにおいて公開されている。

米国

- 連邦制を採用する米国において、司法統計は、大きく、④連邦裁判所の司法統計、⑤州裁判所の司法統計、③全州大での司法統計の3つの種類に分類される。
- ④の連邦裁判所の司法統計は、1870年代に大きな画期があり、裁判所の仕事を定期的かつ持続的に記録する体制が整った。その後一連の経過を経て、1970年代に、より実態を反映した司法統計とするための改善及び電子化による効率化が図られた。データ収集の電子自動化も図られた。
- ⑤の州裁判所の司法統計に関しては、州の司法統計は連邦の司法統計より大分遅れて整備されたこと、及び、カリフォルニア州の事例研究から、司法統計の作成は司法行政組織の設立と密接に関係していることが明らかになった。
- ③の全州大での司法統計が作成されるようになったのは、ようやく20世紀後半になってからのことである。その構築にとっては、州裁判所事務官会議及び州裁判所全国センターという2つの組織の形成が密接に関係している。
- そのほか、本研究では、米国の犯罪統計について詳細な研究を行い、「統一犯罪報告(UCR)」及びその基礎となる「概要報告システム(SRS)」「全米事件ベース報告システム(NIBRS)」の詳細も明らかになった。
- 連邦裁判所の司法統計は司法省による司法統計『司法長官年次報告書』に掲載されるが、1871年以降の年次報告書は「HathiTrust デジタル図書館」のサイトで全文がオンライン閲覧可能となっている。HathiTrustは、米国の大学図書館を中心に運営される電子図書館で、それらの図書館の蔵書がデジタル化されて公開されている。また、米国の司法統計データの少なくないものは、「政治・社会研究のための大学間コンソーシアム(ICPSR)」のサイトからダウンロードできる。司法統計へのアクセスに大学機関が重要な役割をはたしていることは米国の特徴の一つである。

(2) 学術専門図書の出版

本研究の成果は、メンバーが個別に関連の論文・書籍・学会報告として発表したほか、本研究で獲得された知見を総合的にまとめて、独立の学術専門図書(『司法統計の国際比較 ヨーロッパ・アメリカ・日本(仮題)』佐藤岩夫他編著、信山社)として刊行予定である。本研究成果報告書の作成時点で原稿はほぼ集約済みであり、2024年度中の刊行を予定している。

目次、各章(各国)の基本的内容、付録「共通指標に基づく各国司法の基本データ比較」に収

録予定のデータは以下に示す通りである(いずれも今後の整理・編集作業の過程で細部の変更の可能性は残す)。

目次

序 本書の目的と構成(佐藤岩夫)

第1章 フランスの司法統計(波多野敏・三阪佳弘)

第2章 イギリス(イングランド&ウェールズ)の司法統計(高橋裕)

第3章 ドイツの司法統計(佐藤岩夫・大西楠テア)

第4章 イタリアの司法統計(小谷眞男・Andrea Ortolani・Giorgio Colombo)

第5章 米国の司法統計(高橋脩一・森大輔)

第6章 日本の司法統計(林真貴子)

付録 共通指標に基づく各国司法の基本データ比較

各章(第1章~第6章)の内容(下記の構成を標準フォーマットとした上で、細目は各国の特徴に応じた記述とした)

1 はじめに

2 司法制度

(1) 統治機構と司法制度

(2) 裁判(所)制度

(3) 法曹制度

(4) 司法手続

(5) 司法アクセス

(6) 最近の状況 デジタル化の状況ほか

3 司法統計

(1) 歴史的変遷(各国の状況でいくつかの節に分ける)

(2) 司法統計へのアクセス、公開状況

付録「共通指標に基づく各国司法の基本データ比較」に収録予定のデータ

法曹の量的指標(裁判官/検察官/弁護士/その他)/紛争の法的処理の量的指標(第1審事件数/上告審事件数/平均審理期間/終局区分/その他)/犯罪・刑事司法の量的指標(犯罪発生率(代表的犯罪類型)/刑法犯の検挙人員数/被告人数/有罪者数/受刑者数等)/司法アクセス(公的法律扶助/民間権利保護保険)等

(3) 今後のさらなる研究に向けて

上掲(2)の学術専門図書の刊行によって、欧米各国の司法統計の歴史的展開及びその構成・内容、デジタル化の状況等についての知見を、広く研究者・政策担当者に提供できるものと期待される。

他方、現時点で本研究が残した課題としては、以下に示す点がある。

第1に、司法統計データを用いて各国の「法と社会」の特徴や動態を明らかにする研究や、司法統計の前提となる司法現象の数量的把握の意義の理論的考察である。本研究ではこれらを「テーマ研究」と呼んでいる。3年間の研究期間の後半は、上述(2)の学術専門図書の刊行準備に注力したが、本研究全体としては、メンバーが、各自の関心で司法統計の実際のデータを用いたテーマ研究に取り組んでいる。また、司法現象を「測る」ことの理論的関心に基づく研究も実施された。学術専門図書の刊行の目途がついた段階で、テーマ研究のとりまとめにも取り組みたい。

第2に、欧米及び日本以外の諸国、特にアジア諸国の司法統計の実情の把握である。この点は、本研究では取り組むことができなかった課題であり、今後の後続研究に期待したいが、本研究で開拓した各国司法統計の比較の方法は、それらの後続研究にとっても重要な参考となるものと考えている。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 高橋裕	4. 巻 -
2. 論文標題 日本の司法部門とジェンダー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本法学会（編）『法社会学の最前線』有斐閣	6. 最初と最後の頁 318-336
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 三阪佳弘	4. 巻 -
2. 論文標題 明治前期民事判決原本・刑事裁判記録に現れた「代人」の活動	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 桐山孝信他（編）『民主主義の深化と真価 思想・実践・法』文理閣	6. 最初と最後の頁 125-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Andrea Ortolani	4. 巻 2023
2. 論文標題 Normativita oltre le parole	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Annuario di diritto comparato e studi legislativi	6. 最初と最後の頁 207-234
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐藤岩夫	4. 巻 135
2. 論文標題 法を『測ること』と『聴くこと』	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 UP	6. 最初と最後の頁 16-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Andrea Ortolani	4. 巻 -
2. 論文標題 Civil Law	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Mathias Siems et al.(ers.), The Cambridge Handbook of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 211-234
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤岩夫	4. 巻 2023年3月号
2. 論文標題 市民社会のアドボカシーとしての消費者団体訴訟	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 生活協同組合研究	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋脩一	4. 巻 147
2. 論文標題 イングランドでの民事訴訟における裁判文書へのアクセス 近年の最高裁判決を起点として	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 専修法学論集	6. 最初と最後の頁 209-254
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Ortolani Andrea	4. 巻 53
2. 論文標題 Hiroshi Oda, Japanese Law (book review)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 271-275
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森大輔	4. 巻 -
2. 論文標題 法社会学における「方法」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 佐藤岩夫・阿部昌樹編著『スタンダード法社会学』北大路書房	6. 最初と最後の頁 21-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 22-1
2. 論文標題 東ドイツ家族法史をめぐる準備的考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 171-182
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐藤岩夫	4. 巻 -
2. 論文標題 人文・社会科学領域における男女共同参画 学術のジェンダー主流化とジェンダー統計整備の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 永瀬伸子他『人文社会科学とジェンダー』日本学術協力財団	6. 最初と最後の頁 129-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤岩夫	4. 巻 72-8
2. 論文標題 40年に及ぶ日本の弁護士の基本調査	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自由と正義	6. 最初と最後の頁 201-204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 6件）

1. 発表者名 小谷真男
2. 発表標題 20世紀初頭ナポリ捨子裁判記録を読む
3. 学会等名 イタリア近現代史研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Makiko Hayashi
2. 発表標題 Lawyers in Consular Courts and Their Impact on Local Courts
3. 学会等名 The 3rd Asian Legal History Conference (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Makiko Hayashi
2. 発表標題 The Legal Profession in Wartime
3. 学会等名 The Research Committee on Sociology of Law (RCSL) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Makiko Hayashi
2. 発表標題 The Role of Lawyers Amidst Crisis in 1920s-1930s Japan
3. 学会等名 Workshop des Exzellenzclusters "Religion und Politik" (招待講演)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 林真貴子
2. 発表標題 明治前期の勸解について-大正期・昭和戦前期の調停との異同を念頭に
3. 学会等名 大阪弁護士会司法改革検証・推進本部勉強会（招待講演）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 村山真維・森大輔
2. 発表標題 Structural Changes of the Legal Profession and Diversification of Legal Practice for Individual Clients in Japan: From Professionalism to Consumerism
3. 学会等名 International Symposium on the Legal Profession - Expanding Middle-Income Access to Lawyers
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Ortolani Andrea
2. 発表標題 Legal Transplants as Cultural Evolution: The Doctrine of Assignment of Contract in Italy and Japan
3. 学会等名 Cultural Evolution Society (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Colombo, Giorgio Fabio
2. 発表標題 Law, Justice, and International Relations at the Dawn of the Meiji Restoration: The “Maria Luz” Incident
3. 学会等名 International Symposium “Legal Orders Under Pressure” / Max Planck Institute Frankfurt (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Colombo, Giorgio Fabio
2. 発表標題 Reflections on the Role of Culture in International Commercial Arbitration
3. 学会等名 Comparemus! International conference in memoriam of Professor Gabriele Crespi Reghizzi/ University of Saint Petersburg (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森大輔
2. 発表標題 弁護士選択を左右する情報
3. 学会等名 2022年度日本法社会学会学術大会 (ミニシンポジウム「弁護士への信頼と選択」)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Takahashi, Shuichi
2. 発表標題 Are Views on the Role of Litigation in Japan Changing?
3. 学会等名 2nd Asia-Pacific Private Law Conference (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 佐藤 岩夫	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 304
3. 書名 司法の法社会学 個人化するリスクと法的支援の可能性	

1. 著者名 佐藤 岩夫	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 320
3. 書名 司法の法社会学 統治の中の司法の動態	

1. 著者名 Ali, Shahla; Balcerzak, Filip; Colombo, Giorgio Fabio; Karton, Joshua (eds.)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Edward Elgar	5. 総ページ数 301
3. 書名 Diversity in International Arbitration: Why it Matters and How to Sustain It	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	波多野 敏 (Hatano satoshi) (70218486)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	三阪 佳弘 (Misaka Yoshihiro) (30219612)	大阪大学・大学院高等司法研究科・教授 (14401)	
研究分担者	高橋 裕 (Takahashi Hiroshi) (40282587)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大西 楠テア (Ohnishi Nami Thea) (70451763)	専修大学・法学部・教授 (32634)	
研究分担者	小谷 眞男 (Kotani Masao) (30234777)	お茶の水女子大学・基幹研究院・教授 (12611)	
研究分担者	Ortolani Andrea (Ortolani Andrea) (10773202)	筑波大学・人文社会系・准教授 (12102)	
研究分担者	Colombo Giorgio (Colombo Giorgio) (30706784)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	高橋 脩一 (Takahashi Shuichi) (80749614)	専修大学・法学部・准教授 (32634)	
研究分担者	林 真貴子 (Hayashi Makiko) (70294006)	近畿大学・法学部・教授 (34419)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	飯田 高 (Iida Takashi)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	森 大輔 (Mori Daisuke)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関